

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成21年3月31日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、32,319件である。

(資料第40表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

防火対象物と防火管理者

平成21年3月31日現在

	防火管理実施業務対象物数	防火管理者選任対象物	選 任 率	消防計画作成済防火対象物	作 成 率
1-イ 劇 場 等	22	20	90.9%	20	90.9%
1-ロ 集 会 場 等	1,077	618	57.4%	578	53.7%
2-イ キャバレー等	1	1	100.0%	1	100.0%
2-ロ 遊 技 場 等	56	41	73.2%	33	58.9%
2-ハ 性風俗関連特殊営業等		0			
2-ニ カラオケボックス等	17	15	88.2%	13	76.5%
3-イ 待 合 ・ 料 理 店 等	7	5	71.4%	5	71.4%
3-ロ 飲 食 店	605	319	52.7%	273	45.1%
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	910	534	58.7%	468	51.4%
5-イ 旅 館 ・ ホ テ ル	459	436	95.0%	427	93.0%
5-ロ 共 同 住 宅 等	1,248	676	54.2%	548	43.9%
6-イ 病 院 等	185	131	70.8%	116	62.7%
6-ロ 社 会 福 祉 施 設 等	530	481	90.8%	468	88.3%
6-ハ 幼 稚 園 等	165	161	97.6%	159	96.4%
7 学 校	426	391	91.8%	378	88.7%
8 図 書 館 等	43	34	79.1%	31	72.1%
9-イ 蒸 気 浴 場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-ロ 他 の 公 衆 浴 場	39	27	69.2%	22	56.4%
10 停 車 場	11	10	90.9%	7	63.6%
11 神 社 ・ 寺 院	212	135	63.7%	112	52.8%
12-イ 工 場 ・ 作 業 場	291	183	62.9%	162	55.7%
12-ロ ス タ ジ オ	16	16	100.0%	10	62.5%
13-イ 駐 車 場	1	1	100.0%	1	100.0%
13-ロ 格 納 庫		0			
14 倉 庫	31	25	80.6%	23	74.2%
15 事 務 所 等	717	505	70.4%	457	63.7%
16-イ 特 定 複 合 用 途 施 設	1,627	945	58.1%	797	49.0%
16-ロ 一 般 複 合 用 途 施 設	258	176	68.2%	153	59.3%
16/2 地 下 街		0			
16/3 準 地 下 街		0			
17 文 化 財 建 造 物	49	42	85.7%	40	81.6%
18 ア ー ケ ー ド		0			
計	9,009	5,934	65.9%	5,308	58.9%

防火管理者講習受講者数

	19年度	20年度
消 防 本 部	1,138人	1,080人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成21年3月31日現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成21年3月31日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数
1-イ 劇場等	35	35		3	3		24	24	
1-ロ 集会場等	385	379	6	9	9		58	55	3
2-イ キャバレー等	1	1							
2-ロ 遊技場等	68	68		3	3		23	21	2
2-ハ 性風俗関連特殊営業等									
2-ニ カラオケボックス等	25	23	2				3	3	
3-イ 待合・料理店等	40	36	4				3	1	2
3-ロ 飲食店	299	287	12				15	12	3
4 百貨店・マーケット	830	808	22	70	69	1	126	114	12
5-イ 旅館・ホテル	559	557	2	13	13		293	291	2
6-イ 病院等	327	325	2	65	64	1	58	58	
6-ロ 社会福祉施設等	648	645	3	171	171		81	79	2
6-ハ 幼稚園等	266	265	1	2	2		21	21	
9-イ 蒸気浴場	6	6					6	6	
16-イ 特定複合用途施設	1,639	1,547	92	77	76	1	214	209	5
計	5,128	4,982	146	413	410	3	925	894	31

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。平成21年3月31日現在、防災防火対象物の防災物品使用状況は、次のとおりである。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上） 平成21年3月31日現在

	対象施設数	カーテン・どん帳		じゅうたん		合板等		未使用		
		防災使用	使用率	防災使用	使用率	防災使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-イ 劇場等	39	30	76.9%	27	69.2%	2	5.1%	9	12	33
1-ロ 集会場等	972	675	69.4%	489	50.3%	31	3.2%	296	481	812
2-イ キャバレー等	4	4	100.0%	4	100.0%		0.0%	0	0	4
2-ロ 遊技場等	72	36	50.0%	30	76.9%	3	4.2%	36	40	56
2-ハ 性風俗関連特殊営業等								0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	27	12	44.4%	17	63.0%	2	7.4%	10	5	16
3-イ 待合・料理店等	12	4	33.3%	3	25.0%		0.0%	7	8	9
3-ロ 飲食店	678	345	50.9%	251	37.0%	26	3.8%	332	425	539
4 百貨店・マーケット	1,317	560	42.5%	412	31.3%	81	6.2%	756	898	1,001
5-イ 旅館・ホテル	727	654	90.0%	556	76.5%	9	1.2%	73	171	632
6-イ 病院等	558	457	81.9%	305	54.7%	11	2.0%	99	250	465
6-ロ 社会福祉施設等	786	669	85.1%	490	62.3%	19	2.4%	114	291	646
6-ハ 幼稚園等	304	286	94.1%	149	49.0%	1	0.3%	18	153	256
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0%	4	66.7%	1	16.7%	3	2	5
12-ロ スタジオ	3	2	66.7%	1	33.3%		0.0%	1	2	2
16-イ 特定複合用途施設	2,616	1,311	50.1%	1,026	39.2%	65	2.5%	1,300	1,583	2,250
16-ロ 一般複合用途施設	229	22	9.6%	12	5.2%	2	0.9%	207	215	222
高層建築物	17	13	76.5%	10	58.8%	1	5.9%	0	3	10
計	8,367	5,083	60.8%	3,786	45.2%	254	3.0%	3,261	4,539	6,958

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

防火対象物定期点検報告制度実施状況

平成21年3月31日現在

	1号	2号	1号	2号	1号	2号
	(300人以上)	(特定1階段)	(300人以上)	(特定1階段)	(300人以上)	(特定1階段)
劇場等	19	1	2	0	2	0
集会場等	237	3	26	0	8	0
キャハレー等	0	1	0	0	0	0
遊技場等	25	3	3	1	0	0
性風俗関連	0	0	0	0	0	0
カラオケボックス等	5	1	1	1	0	0
待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
飲食店	1	20	0	1	0	0
百貨店・マーケット	144	24	20	1	16	0
旅館・ホテル	130	53	76	13	21	16
病院等	40	11	8	1	4	1
社会福祉施設等	26	5	4	0	1	0
幼稚園等	7	1	3	0	0	0
蒸気浴場等	5	78	0	0	0	0
特定複合用途施設	286	77	43	3	22	1
計	925	279	186	21	74	18

(5) 消防設備士の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成20年度は390人(前年度は291人)の受講者があった。

消防設備士試験

		特	1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
20年度	受験者数	36	288	87	110	44	119	36	556	242	150	52	646	241	1259	1348
	合格者数	5	102	31	45	19	45	17	190	112	39	22	240	137	426	578
19年度	受験者数	42	325	100	126	36	140	32	767	431	154	56	711	269	1554	1635
	合格者数	7	92	28	49	12	42	15	242	173	51	19	246	145	483	638

2. 危険物の規制

(1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては完成検査を受けなければならないことになっている。

平成21年3月31日現在、危険物施設の総数は、3,386ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は、3,334ヶ所で全体の98.5%を占めている。

(資料第41表参照)

危険物施設

各年3月31日現在

年	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
19	36	616	250	1,058	420	2,344	667	15	508	1,190	3,570	2,104
20	35	620	247	1,041	414	2,322	642	12	500	1,156	3,513	2,056
21	35	618	242	1,007	379	2,246	603	13	489	1,105	3,386	1,926

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成20年度は728人(前年度は1,036人)の受講者があった。

危険物取扱者試験

	甲種	乙種							丙種	合計	
		1類	2類	3類	4類	5類	6類	計			
20年度	受験者数	198	222	190	179	2,409	184	268	3,452	223	3,873
	合格者数	80	132	138	107	855	132	158	1,522	132	1,734
19年度	受験者数	151	182	191	143	2,189	176	205	3,086	370	3,607
	合格者数	61	103	124	94	841	129	132	1,423	223	1,707

(3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

危険物施設に対する立入検査

	平成19年度			平成20年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	回数		施設数	回数	
製造所	23	23	0	20	20	0
貯蔵所	673	719	1	689	712	0
取扱所	469	494	1	420	436	0
計	1,165	1,236	2	1,129	1,168	0

3 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば火災を減少させることができる。

消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全国火災予防運動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」
文化財防火デー	1月26日	
春季全国火災予防運動	3月1日～7日	「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」
全国山火事予防運動	〃	「見直そう 森の恵みと 火の始末」
車両火災予防運動	〃	

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を取得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成21年4月現在、13市町村に39組織が結成され、クラブ員数は2,240人である。

(資料第42表参照)

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成21年4月1日現在少年消防クラブは5市町村で結成されており、クラブ員数は306人である。また幼年消防クラブは19市町村で128クラブ結成されており、クラブ員数は4,936人である。

(資料第43・44表参照)